

三宅町農業用廃プラスチック適正処分支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町において環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、農業用廃プラスチックを適正に処分する三宅町内の農業者または農業団体(以下「農業者等」という。)に対し、予算の範囲内において三宅町農業用廃プラスチック適正処分支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、三宅町内の圃場から排出されるマルチやハウス、肥料袋等の農業由来の廃プラスチックを事業者に依頼し適正に処分する農業者等を対象とし、町長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助率)

第3条 補助率は、前条に規定する事業に係る経費の2分の1以内とする。

2 前項の規定により算出した額に、1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三宅町農業用廃プラスチック適正処分支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び領収書の写しを町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した時は、内容を審査し、その結果を三宅町農業用廃プラスチック適正処分支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた時は、三宅町農業用廃プラスチック適正処分支援事業補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理した時は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する時は、交付した補助金の全部又は一部の返還を三宅町農業用廃プラスチック適正処分支援事業補助金返還命令書(様式第4号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けた時。

(2) 前号のほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めた時。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から適用する。